

渡島・檜山地方道路防災連絡協議会
第5回 豪雪時除雪体制ワーキンググループ 会議録（要旨）

1. 概要

- 1) 開催日時 : 平成 21 年 2 月 17 日 (火) 10:30 ~ 12:00
- 2) 場 所 : 函館開発建設部 地下会議室
- 3) 出席者 : 別表 に記載
- 4) 議 事 : (1) ワーキンググループの目的とこれまでの経緯について
(2) 旧函館市における除雪作業の概況について
(3) 臨時の雪堆積場の設定について
(4) 今後の作業について
(5) ツルツル路面对策について

2. 配布資料

- ・ 議事次第
- ・ 出席者名簿
- ・ 資料-1 旧函館市域における豪雪災害を想定した事前検討 とりまとめ (案)
- ・ 資料-2 豪雪災害時における臨時の雪堆積場に関する協議
- ・ 資料-3 豪雪災害時における臨時の雪堆積場に関する協定書 (素案)
- ・ 資料-4 港町ふ頭港湾関連用地を雪堆積場として使用する場合の留意事項 (素案)
- ・ 資料-5 今後の作業について
- ・ 健康情報 (ツルツル路面对策資料)

3. 議事内容

3-1. 議事 1 本ワーキンググループの目的とこれまでの経緯について

- ・ 事務局より、本ワーキンググループの目的とこれまでの経緯 (平成 17~19 年度の概要) について説明を行った。

→ 出席者から質問は挙がらなかった。

3-2. 議事 2 旧函館市における除雪作業の概況について

- ・ 函館市、函館土木現業所 (事業課)、函館開発建設部 (函館道路事務所) より、旧函館市内における除雪作業の概要について、それぞれ報告を行った。

→ 出席者から質問は挙がらなかった。

3-3. 議事 3 臨時の雪堆積場の設定について

- ・ 事務局より、函館市港湾空港部との協議の経緯、現時点までの状況について説明を行った。
- ・ 事務局が素案を作成し函館市港湾空港部へ提示した協定書 (素案) ならびに留意事

項（素案）について、出席者への意見照会を行った結果、多くの意見、課題が出され、このことについては、事務局にて一覧表として整理したものを各機関に配布し、確認、検討することとした。

- ※ 一覧表として整理したものを、「(別添) 豪雪災害時における臨時の雪堆積場に関する「協定書（素案）」及び「留意事項（素案）」に対する問題点と今後の作業（確認事項）」とした。

3-4. 議事4 今後の作業について

- ・ 事務局より、今後の作業についてとして、次のように説明を行った。

(説明要旨)

- ・ 今回のワーキンググループでの意見を踏まえ、問題点を整理し、資料を修正して各機関と調整したい。
- ・ 全員集まることも難しいので、事務局から個別に説明等をさせて頂きたいので、ご協力をお願いしたい。
- ・ 資料5では3月までに協定の締結としているが、見直す内容のボリュームがあるため、また、幸いにして今年度は豪雪の可能性は少ないことから、年度内の協定締結とはならないことについて、ご理解をお願いしたい。

(座長) 今後の作業（資料5）は見直すこととし、問題、課題を整理した時点で今後スケジュールについても変更し、各機関に提示する。

3-5. 議事5 ツルツル路面对策について

- ・ 函館開発建設部道路課より、本年度のツルツル路面对策の活動内容を説明した。

→ 出席者から質問は挙がらなかった。

以上

別表

渡島・檜山地方道路防災連絡協議会
平成 20 年度 豪雪時除雪体制ワーキンググループ 出席者

No.	機関、組織名	所 属	役 職	氏 名	備考
1	渡島支庁	地域振興部 地域政策課			欠席
2	函館土木現業所	企画調整室	主幹	落合 尚人	
		管理課	管理第二係長	庭山 賢一	
		道路建設課	道路維持係長	関村 公夫	
		事業課 施設保全室	主査（維持）	坂田 全史	
			主事	近江谷 洋子	
3	函館市	総務部 総務課	参事	武田 忠夫	
		土木部 維持課	主査	長谷川 岳志	
			主任技師	吉田 圭介	
4	函館開発建設部	防災対策官	防災対策専門官	小松 正則	
		工務課	課長	佐藤 修也	
			課長補佐	高山 雅彦	
			道路維持補修係長	中野 幹夫	
			道路防災係	佐藤 優	
		道路課	調査専門官	高久 博司	
		函館道路事務所	交通管理係長	金谷 元	

3 機関組織 15 名

(別添) 豪雪災害時における臨時の雪堆積場に関する「協定書(素案)」及び「留意事項(素案)」に対する問題点と今後の作業(確認事項)

	問題の提起	今後の作業(確認事項)	対応者						
			事務局	支庁	土現	函館市		開建	
						総務	土木		
書類の位置付け	(市総務) ・「協定書」ではなく、「覚書」や「取扱要領」とすることも考えられる。 ・乙が市長の場合、甲側に土木部長が含まれることについて確認が必要である。	他都市の状況を確認 既往事例を確認	● 回答とりまとめ						
協定者	(開建) ・(「協定」とする場合、乙を協議会の会長とすることについて)協議会会長を乙とした協定が、市や土現にとって有効なものとなるのか疑問である。(この「協定」で市や土現で費用の支出が可能なのか、ということ。) ・(「協定」とする場合)協議会は事業主体でないため、甲乙ではなく、甲乙丙丁の四者となるのではないか。	各機関の意向、意見を確認	回答とりまとめ	●	●	●	●	●	
損害、事故	(土現) ・事故が発生した場合、原因者が特定出来ないことが想定される。 ・原因者が特定できない損害賠償を道が認めるとは考えづらい。 (原因者が不明確なものを按分することは難しい、ということ)	各機関の意向、意見を確認	回答とりまとめ	●	●	●	●	●	
	(市土木) ・例えば、雪に油が混ざっていて、これが海に流れた場合、誰(市、土現、開建)の搬入した雪かは特定できない。万が一、漁業補償などになった場合の対応の仕方。								
更新	(市総務) ・土地を使用するのは融雪までだが、「協定」の更新は自動とすることが考えられる。	各機関の意向を確認	回答とりまとめ	●	●	●	●	●	
	(事務局) ・自動更新が望ましいと考える。								
費用負担の考え方	(開建) ・事務所内でも発生した費用をどのような形で支払うことができるのか、事務所内で確認する必要がある。	各機関が内部で確認、検討	回答とりまとめ		●	●	●	●	
	(土現) ・万が一、搬入しない時も費用負担は発生するのか。	考え方、認識の統一	回答とりまとめ		●	●	●	●	
	(事務局) ・発生する費用の細目を整理する必要がある。	発生費目の抽出	●						
現地の管理	(開建) ・費用を使用実績で按分する場合は、24時間、人員を配置し、台数をカウントしなければならないのではないか。	場所の特性を把握し、利用方法を整理する。	●						
	(市土木) ・港町ふ頭は、SOLAS(ソーラス)条約により、嚴重警備の対象地域であり、雪堆積場として使用する場合は、時間に係わらず警備員は配置してもらいたい。								
	(事務局) ・港町ふ頭は昼間の使用とし、夜は他の堆積場を使うなど、排雪計画を立てるなどの対応を検討する必要があると考える。								
協定書(案)	(開建) ・「9条2臨時の雪堆積場として使用する際の準備費用、使用中の費用、使用後の清掃等に掛かる費用、原状復帰に掛かる費用等・・・」のうち、「使用後の清掃等に掛かる費用」と「原状復帰に掛かる費用」は同じ意味だと思うので、「使用後の清掃等に掛かる費用及び原状復帰に掛かる費用・・・」としたほうがよいのではないか。	同じ意味である。 修正する。	●						
留意事項(素案)	(開建) ・「4.運搬路線ならびに運搬路線の除雪」は「4.運搬路線ならびに運搬路線の拡幅や排雪」という表現のほうがよいのではないか。(日々の除雪でないと意味として。)	修正する。	●						
	(開建) ・「国道228号から当該区域までの運搬路線については函館開発建設部と函館道路事務所が行うこととする」は、「三者で協議してその都度」というような表現してもらいたい。 (補足)実際は協力することを想定しているが、書面に明記された場合、会計検査等で指摘される可能性があるためであり、ご理解願いたい。(やらないということではない。)	修正する。	●						

(検討の背景)

近年で降雪が最も多かった平成17年度の際、函館市では雪捨て場が不足し、JT跡地などを臨時の雪堆積場として確保し対応した。JT跡地は現在は売却されたので使用できない。

今後、函館市が豪雪災害に見舞われた場合、各機関では対応に限界が来ることが想定されるが、なかでも最も長い排雪延長を有する函館市の対応を、関係機関の「連携によって支援」することが検討の背景でもある。

「連携、支援」にも理由が必要となり、例えば、臨時の雪堆積場までの路線を開建が使うのであれば、市道であっても開建でも拡幅、排雪する理由となる。

スケジュール（訂正案）

